

令和7年度 津市地域防災計画（震災対策編）修正 新旧対照表

No.	頁	旧	新	提案理由												
1	1	<p>第1編 総則／第1章 計画の方針／第2節 計画の基本方針</p> <p>この計画は、南海トラフ特措法第5条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明らかにし、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって地震災害に対処するための基本的な計画です。</p> <p>また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。</p>	<p>第1編 総則／第1章 計画の方針／第2節 計画の基本方針</p> <p>この計画は、南海トラフ特措法第5条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明らかにし、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって地震災害に対処するための基本的な計画です。</p> <p>なお、この計画に定める予防、応急対策及び復旧・復興対策等については、津市国土強靱化地域計画に示す基本目標を踏まえることとします。</p> <p>各機関はこの計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図ります。</p> <p>また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。</p> <p>【津市国土強靱化地域計画に示す基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人命の保護が最大限図られること 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4 迅速な復旧復興 	津市国土強靱化地域計画の方針を反映させるため。												
2	8	<p>第1編 総則／第2章 防災関係機関</p> <p>／第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">中部地方整備局 四日市港湾事務所</td> <td style="width: 40%;">(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">西日本電信電話 株式会社三重支店</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> </tr> </table>	中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)	(新設)		西日本電信電話 株式会社三重支店	(略)	<p>第1編 総則／第2章 防災関係機関</p> <p>／第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">中部地方整備局 四日市港湾事務所</td> <td style="width: 40%;">(1)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>中部管区行政評価局 三重行政監視行政相談センター</td> <td>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</td> </tr> </table> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">NTT西日本 株式会社三重支店</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> </tr> </table>	中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)	中部管区行政評価局 三重行政監視行政相談センター	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設	NTT西日本 株式会社三重支店	(略)	<p>令和7年6月に管区行政評価局が災害対策基本法の「指定地方行政機関」に指定されたため。</p> <p>会社名変更のため。</p>
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)															
(新設)																
西日本電信電話 株式会社三重支店	(略)															
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)															
中部管区行政評価局 三重行政監視行政相談センター	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設															
NTT西日本 株式会社三重支店	(略)															
3	11	<p>第1編 総則／第3章 市民の責務と事業所の役割</p> <p>／第1節 市民の責務</p> <p>1 自己管理</p> <p>災害に備えてローリングストックを含め、3日以上以上の食料、飲料水等の備蓄や建築物の耐震性・耐久性の確保、家具等の転倒防止措置等を自ら実施するよう努めます。</p>	<p>第1編 総則／第3章 市民の責務と事業所の役割</p> <p>／第1節 市民の責務</p> <p>1 自己管理</p> <p>災害に備えてローリングストックを含め、3日以上以上の食料・飲料水等の備蓄や、建築物の耐震性・耐久性の確保、家具等の転倒防止措置等を自ら実施するよう努めます。</p>	文書の体裁を整えるため。												
4	24	<p>第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>／第2節 建築物等災害予防計画</p> <p>1 建築物等の耐震性の向上（危機管理部、都市計画部、各施設管理者）</p> <p>本市に大きな影響を及ぼす巨大地震による震度について、「強震断層モデル編—強震断層モデルと震度分布について— 計算結果集（震度一覧表）【第二次報告】（平成24年8月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成）」において、最大震度7とされました。その強い揺れによる被害を軽減又は防止するためにも、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「津市耐震改修促進計</p>	<p>第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>／第2節 建築物等災害予防計画</p> <p>1 建築物等の耐震性の向上（危機管理部、都市計画部、各施設管理者）</p> <p>本市に大きな影響を及ぼす巨大地震による震度について、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会によって、令和7年3月に公表された「地震モデル報告書—計算結果集（市町村別一覧表）」において、前回報告（第二次報告）同様、最大震度7とされました。その強い揺れによる被害を軽減又は防止するためにも、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「津市耐震改修促進計</p>	「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において検討された、地震モデルや被害想定 の推計手法に基づき、令和7年3月に「南海トラフ巨大地震												

No.	頁	旧	新	提案理由
		画」により、引き続き、木造住宅及び避難路沿道建築物に対する補助金交付制度の活用を促進、啓発し、次のとおり耐震対策を進めます。	画」により、引き続き、木造住宅及び避難路沿道建築物に対する補助金交付制度の活用を促進、啓発し、次のとおり耐震対策を進めます。	震対策検討 WG」において、被害想定の見直しが行われ、報告書として取りまとめられたため。
5	25	第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり ／第2節 建築物等災害予防計画 <u>(新設)</u> 2 家具等の転倒・落下・滑動防止（危機管理部、各施設管理者） 3 落下物、ブロック塀の倒壊防止（都市計画部、各施設管理者） 4 技術者の養成（都市計画部） (1) (略) (2) 被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会へ市職員を派遣し、被災宅地危険度判定士の養成に努めます。	第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり ／第2節 建築物等災害予防計画 2 <u>空家等の倒壊防止（都市計画部）</u> 津市空家等対策計画に基づき、空家等の発生の抑制と適正管理、空家等の利活用、管理不全な空家等の解消を進めます。 3 家具等の転倒・落下・滑動防止（危機管理部、各施設管理者） 4 落下物、ブロック塀の倒壊防止（都市計画部、各施設管理者） 5 技術者の養成（都市計画部） (1) (略) (2) 被災宅地危険度判定士及び判定調整員の養成 余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会等へ市職員を派遣し、被災宅地危険度判定士及び判定調整員の養成に努めます。	津市国土強靱化地域計画の方針を反映させるため。 被災宅地危険度判定において、市判定実施本部と判定士との連絡調整等を行う判定調整員の確保が必要なため。
6	36	第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり ／第6節 地盤災害等予防計画 4 造成地災害の予防（都市計画部、建設部） (1) (略) (2) 既存の造成宅地について、大規模盛土造成地の有無の把握や、大規模盛土造成地マップの作成、公表に努めます。	第2編 災害予防計画／第1章 災害に強いまちづくり ／第6節 地盤災害等予防計画 4 造成地災害の予防（都市計画部、建設部） (1) (略) (2) 既存の造成宅地について、 <u>住民に対して大規模盛土造成地マップの周知に努め、防災意識の向上を図るとともに、大規模地震等による宅地被害の軽減を目的とした対策工事の必要性を検討するための調査を行います。</u>	大規模盛土造成地マップは既にホームページで公表済みであることから、文書の体裁を整えるとともに、風水害等対策編と記載内容を統一させるため。
7	46	第2編 災害予防計画／第2章 地域防災力の育成 ／第5節 消防団による地域防災体制の整備 1 消防団の体制の整備（消防本部） 青年層・女性層の消防団への加入を促進し、消防団員の確保に努めます。	第2編 災害予防計画／第2章 地域防災力の育成 ／第5節 消防団による地域防災体制の整備 1 消防団の体制の整備（消防本部） 幅広い世代を対象に入団促進活動を行い、消防団員の確保に努めます。	青年層・女性層をのみだけではなく、青年層・女性層含む幅広い世代とする。
8	49	第2編 災害予防計画／第2章 地域防災力の育成 ／第6節 ボランティア活動への支援 4 ボランティアの活動基盤の支援（市民部） (1) (略) (2) ボランティア活動の実施に当たっては、ボランティア活動保険への加入を <u>促進</u> します。	第2編 災害予防計画／第2章 地域防災力の育成 ／第6節 ボランティア活動への支援 4 ボランティアの活動基盤の支援（市民部） (1) (略) (2) ボランティア活動の実施に当たっては、ボランティア活動保険への加入を <u>推奨</u> します。	文言の統一のため。
9	53	第2編 災害予防計画／第2章 地域防災力の育成 ／第7節 災害時における要配慮者への対策 3 外国人市民等への支援（危機管理部、市民部） (1) 災害関連情報の広報 ア (略) イ 津市防災情報メール多言語版の登録について、関係機関と連携して推進を図り、迅速かつ正確な情報提供に努めます。	第2編 災害予防計画／第2章 地域防災力の育成 ／第7節 災害時における要配慮者への対策 3 外国人市民等への支援（危機管理部、市民部） (1) 災害関連情報の広報 ア (略) イ <u>メール配信システムの登録について、関係機関と連携して推進を図り、迅速かつ正確な情報提供に努めます。</u>	令和8年3月から新メール配信サービスの運用が始まるため。

No.	頁	旧	新	提案理由
10	58	<p>第2編 災害予防計画／第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 ／第3節 避難を促すための情報提供の充実 3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）</p> <p>(1) 情報提供の手段 ア 同報系防災行政無線 イ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等） ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）</p> <p>エ～ケ （略）</p>	<p>第2編 災害予防計画／第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 ／第3節 避難を促すための情報提供の充実 3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）</p> <p>(1) 情報提供の手段 ア 同報系防災行政無線 イ 携帯電話、パソコンへの配信（津市防災情報メール、エリアメール、LINE等） ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるSNSを積極的に使用することとします。） エ～ケ （略） コ 防災アプリ（みえ防災ナビ等）</p>	<p>令和7年3月25日より市公式LINEが開設され、情報発信を行うことが可能となったため。 防災アプリによる情報伝達も一般的であるため（Lアラートを通じた情報伝達）。</p>
11	63	<p>第2編 災害予防計画／第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 ／第5節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1) （略） (2) 一時避難場所の指定 緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。 なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。 《一時避難場所の選定基準》 ア～オ （略） <u>（新設）</u></p>	<p>第2編 災害予防計画／第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 ／第5節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1) （略） (2) 一時避難場所の指定 緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。 なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。 《一時避難場所の選定基準》 ア～オ （略） 《一時避難場所の配置に係る考え方》 市は、災害発生時に市民等が危険から緊急的に避難し、身の安全を守るため、人口規模や地域特性に関わらず、できる限り多くの場所に配置するものとします。</p>	<p>内閣府策定の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」及び災害対策基本法施行令に沿った内容とするため修正をおこなう、【2長期的な避難体制の整備】《指定避難所の配置に係る考え方》と文書の構成を統一するため。</p>
12	64	<p>第2編 災害予防計画／第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 ／第5節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「<u>避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））</u>」内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。</p> <p>(1) 指定避難所（一定期間避難生活ができる施設）の指定 （略） 《長期的な避難所の選定基準》 ア （略） イ <u>避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡以上であること。</u> ウ～オ （略） <u>（新設）</u></p>	<p>第2編 災害予防計画／第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 ／第5節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、健康福祉部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「<u>避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）</u>」内閣府（防災担当）」（以下「取組指針」という。）のほか、<u>国が策定する各種計画等を踏まえ、避難所における避難生活の質の向上を図ることを目的に、以下のとおり取組を進めます。</u></p> <p>(1) 指定避難所（一定期間避難生活ができる施設）の指定 （略） 《長期的な避難所の選定基準》 ア （略） イ <u>避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</u> ウ～オ （略） 《指定避難所の配置に係る考え方》 市は、自ら居住の場所を確保することが困難な被災住民が一定期間滞在する場所等であることを踏まえ、以下の事項を基本的な考え方とします。 ア <u>本市で発生した過去の災害状況を踏まえ、避難所を配置します。</u> イ <u>主に小学校区単位で設定された区域の公共施設を主として、想定される災害、</u></p>	<p>要配慮者や感染症対策の実施に関わる健康福祉部の追加が必要であるため。</p> <p>内閣府策定の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」及び災害対策基本法施行令に沿った内容とするため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由																																								
		<p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。</p> <p>ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(カ) (略)</p> <p>イ 避難住民への支援に関すること。 (ア) 避難者への給水、給食の体制整備 (イ) 避難者への毛布、衣料、日用品等等の支給の体制整備</p> <p>(ウ) 負傷者に対する応急医療の体制整備 (エ) 避難者への感染症対策 (新設)</p> <p>(4) 避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要ときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、<u>資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。</u></p> <p>《備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 食料・飲料水</td> <td>キ 給水用機材</td> </tr> <tr> <td>イ 生活必需品</td> <td>ク 救護所及び医療資機材</td> </tr> <tr> <td>ウ 通信機材</td> <td>ケ 仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>エ 放送設備</td> <td>コ 仮設テント</td> </tr> <tr> <td>オ 照明設備</td> <td>カ 防疫用資機材</td> </tr> <tr> <td>カ 炊き出しに必要な機材及び燃料</td> <td>シ 工具類</td> </tr> </table> <p>《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <table border="0"> <tr> <td>ア マスク</td> <td>ク 非接触式体温計</td> </tr> <tr> <td>イ ハンドソープ</td> <td>コ 使い捨て手袋</td> </tr> <tr> <td>ウ 施設用消毒液</td> <td>サ フェイスシールド</td> </tr> </table>	ア 食料・飲料水	キ 給水用機材	イ 生活必需品	ク 救護所及び医療資機材	ウ 通信機材	ケ 仮設トイレ	エ 放送設備	コ 仮設テント	オ 照明設備	カ 防疫用資機材	カ 炊き出しに必要な機材及び燃料	シ 工具類	ア マスク	ク 非接触式体温計	イ ハンドソープ	コ 使い捨て手袋	ウ 施設用消毒液	サ フェイスシールド	<p>人口規模や地域特性に応じて、必要な避難所を配置します。ただし、避難所は、当該区域の住民に限らず、徒歩での避難が可能な場合や避難所の収容人数が超過する場合等には、近隣区域の住民が使用することも考慮します。なお、避難所の配置に当たっては、公共施設のほか、民間施設も含めて必要数の確保に努めます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難所の運営方法</u> <u>避難所における運営方法等について、あらかじめ次の内容を定めておきます。</u></p> <p>ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(カ) (略) (キ) 事務処理機器、通信機器、発電機等の確保</p> <p>イ 避難者への支援に関すること。 (ア) 避難者への給水、給食の体制整備 (イ) 避難者への毛布、衣料、生活必需品等の支給の体制整備 (ウ) 避難者へ福祉サービスを提供するための体制整備 (エ) 負傷者に対する応急医療の体制整備 (オ) 避難者への感染症対策の体制整備</p> <p>(4) <u>避難所における生活環境の整備</u> <u>避難所における良好な生活環境を確保するために、次の内容について計画的な整備に努めます。</u></p> <p>ア <u>空調設備の整備充実</u> イ <u>生活物資の確保</u> ウ <u>衛生的なトイレ環境の整備</u> エ <u>居住スペースの確保</u> オ <u>プライバシーの確保</u></p> <p>《取組指針で示されている主なもの》</p> <p>ト イ レ : 発災後初期段階は50人に1基、中期段階で20人に1基、 女性用と男性用の割合が3:1 居住スペース: 1人当たり最低3.5㎡</p> <p>(5) <u>避難所における備品の配備</u> <u>避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要ときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、特に飲料水や毛布等の生活必需品、簡易間仕切り、プライバシーテント、簡易ベッド等のプライバシー確保に必要な資機材、衛生的なトイレ環境について、取組指針に基づき避難所の環境整備のための物資の確保に努めます。</u></p> <p>《備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 食料・飲料水</td> <td>ケ 簡易間仕切り</td> </tr> <tr> <td>イ 生活必需品</td> <td>コ 段ボールベッド</td> </tr> <tr> <td>ウ 通信機材</td> <td>サ プライベートテント</td> </tr> <tr> <td>エ 放送設備</td> <td>シ 仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>オ 照明設備</td> <td>ス 仮設テント</td> </tr> <tr> <td>カ 給水用機材</td> <td>セ 防疫用資機材</td> </tr> <tr> <td>キ 救護所及び医療資機材</td> <td>ソ 工具類</td> </tr> <tr> <td>ク 炊き出しに必要な機材及び燃料</td> <td></td> </tr> </table> <p>《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》</p> <table border="0"> <tr> <td>ア マスク</td> <td>キ 使い捨て手袋</td> </tr> <tr> <td>イ ハンドソープ</td> <td>ク フェイスシールド</td> </tr> <tr> <td>ウ 施設用消毒液</td> <td>ケ 避難所用敷マット</td> </tr> </table>	ア 食料・飲料水	ケ 簡易間仕切り	イ 生活必需品	コ 段ボールベッド	ウ 通信機材	サ プライベートテント	エ 放送設備	シ 仮設トイレ	オ 照明設備	ス 仮設テント	カ 給水用機材	セ 防疫用資機材	キ 救護所及び医療資機材	ソ 工具類	ク 炊き出しに必要な機材及び燃料		ア マスク	キ 使い捨て手袋	イ ハンドソープ	ク フェイスシールド	ウ 施設用消毒液	ケ 避難所用敷マット	
ア 食料・飲料水	キ 給水用機材																																											
イ 生活必需品	ク 救護所及び医療資機材																																											
ウ 通信機材	ケ 仮設トイレ																																											
エ 放送設備	コ 仮設テント																																											
オ 照明設備	カ 防疫用資機材																																											
カ 炊き出しに必要な機材及び燃料	シ 工具類																																											
ア マスク	ク 非接触式体温計																																											
イ ハンドソープ	コ 使い捨て手袋																																											
ウ 施設用消毒液	サ フェイスシールド																																											
ア 食料・飲料水	ケ 簡易間仕切り																																											
イ 生活必需品	コ 段ボールベッド																																											
ウ 通信機材	サ プライベートテント																																											
エ 放送設備	シ 仮設トイレ																																											
オ 照明設備	ス 仮設テント																																											
カ 給水用機材	セ 防疫用資機材																																											
キ 救護所及び医療資機材	ソ 工具類																																											
ク 炊き出しに必要な機材及び燃料																																												
ア マスク	キ 使い捨て手袋																																											
イ ハンドソープ	ク フェイスシールド																																											
ウ 施設用消毒液	ケ 避難所用敷マット																																											

No.	頁	旧	新	提案理由
		エ 手指消毒液 オ ウェス カ 簡易間仕切り キ 段ボールベッド ク プライベートテント シ 避難所用敷マット ス 感染対策用ガウン セ 折りたたみベッド（兼）椅子 ソ 連結式パーテーション	エ 手指消毒液 オ ウェス カ 非接触式体温計 コ 感染対策用ガウン サ 折りたたみベッド（兼）椅子 シ 連結式パーテーション	
13	69	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)～(4) (略) (5) 現地災害対策本部 被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をあて、組織及び分掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)～(4) (略) (5) 現地災害対策本部 被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者を充て、組織及び分掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。	文書の体裁を整えるため。
14	75	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第2節 情報の収集・伝達体制 3 市の体制の整備（危機管理部、消防本部） (1)～(5) (略) (6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実 4 通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部） (1) 通信手段の防災対策 災害時の通信手段の確保に努めます。 <u>耐震性の強化、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、CATVの整備</u>	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第2節 情報の収集・伝達体制 3 市の体制の整備（危機管理部、消防本部） (1)～(5) (略) (6) 防災監視カメラ、映像伝送システム、映像共有システム等の整備及び充実 4 通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部） (1) 通信手段の防災対策 災害時の通信手段の確保に努めます。 <u>（耐震性の強化、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、CATVの整備等）</u> <u>特に、災害時に孤立するおそれのある地域に対しては、衛生通信も含め当該地域との情報連絡体制の確保について検討していきます。</u>	システムの運用内容と整合を図るため。 防災基本計画及び三重県地域防災計画において、衛生通信等の多様な通信手段の確保が求められているため。
15	79	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第4節 広域的な応援体制の整備 1 応援協定の締結（各部） 市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について応援協定の締結を推進します。 また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。 (1)～(5) (略)	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第4節 広域的な応援体制の整備 1 応援協定の締結（各部） 市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について応援協定の締結を推進します。 また、内閣府において創設された被災者援護協力団体に対する登録制度を活用し、登録されたボランティア団体の活動実績等を、広く把握し、必要に応じて協定締結を行います。 各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。 (1)～(5) (略)	令和7年7月1日から、国による災害NPO・ボランティア団体等の登録制度が開始され、平時からの連携を求められているため。
16	80	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第4節 広域的な応援体制の整備 4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部） <u>（新設）</u> 市は、総務省が構築した「応急対策職員派遣制度」により、三重県を通じて要請があった場合、又は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待たず派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図ります。	第2編 災害予防計画／第4章 災害に備える体制の確立 ／第4節 広域的な応援体制の整備 4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部） <u>（1）応急対策職員派遣制度に基づく支援体制</u> 市は、総務省が構築した「応急対策職員派遣制度」により、三重県を通じて要請があった場合、又は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待たず派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図ります。	令和7年6月1日から内閣府において災害対応車両登録制度の登録が開始されたため。

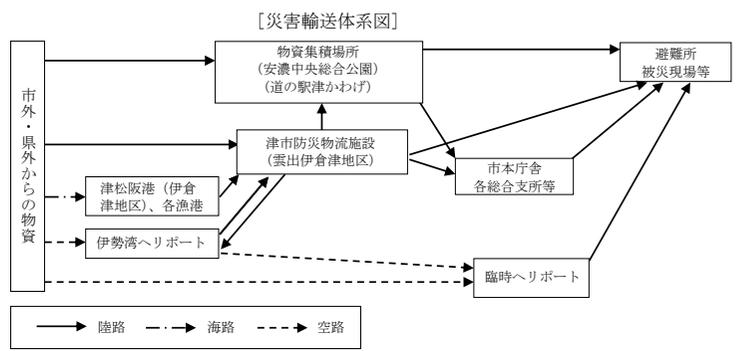
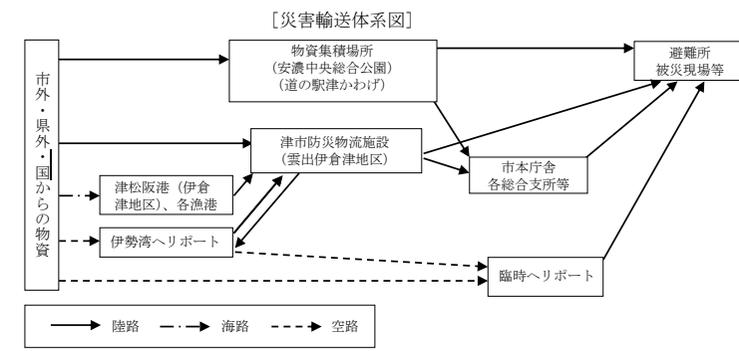
No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。 <u>(新設)</u></p>	<p>派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。 <u>(2) 災害対応車両登録制度への登録</u> 内閣府が運用を開始した災害対応車両登録制度について、市有車両等のうち対象となる車両等がある場合には、当該制度への登録を積極的に行います。</p>	
17	81	<p>第2編 災害予防計画／第5章 災害応急対策・復旧への備え ／第1節 消火・救急・救助対策</p> <div data-bbox="280 510 907 861" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR A[消火・救急・救助対策] --- B[1 消防施設等の充実] A --- C[2 消防水利の確保] A --- D[3 活動体制の整備] A --- E[4 消防団の育成・強化] A --- F[5 自主防災組織の強化] </pre> </div> <p>1 消防施設等の充実（消防本部） 2 消防水利の確保（消防本部） 3 活動体制の整備（消防本部） 4 消防団の育成・強化（消防本部） <u>消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進します。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画／第5章 災害応急対策・復旧への備え ／第1節 消火・救急・救助対策</p> <div data-bbox="1131 510 1758 861" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR A[消火・救急・救助対策] --- B[1 消防施設等の整備] A --- C[2 消防水利の整備] A --- D[3 消防部隊の体制強化] A --- E[4 消防団の充実強化] A --- F[5 自主防災組織の強化] </pre> </div> <p>1 消防施設等の整備（消防本部） 2 消防水利の整備（消防本部） 3 消防部隊の体制強化（消防本部） 4 消防団の充実強化（消防本部） <u>(1) 消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進します。</u> <u>(2) 消防団の更なる充実に向けて、幅広い世代を対象に入団促進活動を行い消防団員の入団を促進します。</u></p>	<p>消防団の充実強化として、団員確保を追究するとともに、風水害等対策編と記載内容を合わせるため。</p>
18	89	<p>第2編 災害予防計画／第5章 災害応急対策・復旧への備え ／第4節 緊急物資確保対策</p> <p>3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部）</p> <p>(1) 津市備蓄計画に基づく食料、生活必需品等の備蓄 本市の災害用備蓄の基本的な考えを示す、「津市備蓄計画」に基づき、備蓄目標で定める数量の備蓄品目を計画的に整備するとともに、目標に達している備蓄品目についても更新等の整備を行います。 また、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。</p> <p>(2) 食料、生活必需品等の調達体制の整備 災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</p>	<p>第2編 災害予防計画／第5章 災害応急対策・復旧への備え ／第4節 緊急物資確保対策</p> <p>3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部）</p> <p>(1) 津市備蓄計画に基づく食料、生活必需品等の備蓄 本市の災害用備蓄の基本的な考えを示す、「津市備蓄計画」に基づき、備蓄目標で定める数量の備蓄品目を計画的に整備するとともに、目標に達している備蓄品目についても更新等の整備を行います。 また、内閣府が構築した「新物資システム（B-PLo）」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。</p> <p>(2) 食料、生活必需品等の調達体制の整備 災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</p>	<p>国が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」が令和7年4月より新たな機能が加わり新システムとして運用開始されたため。</p> <p>内閣府策定の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」に沿った内容とする</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、液体ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。</p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。</p>	<p>特に要配慮者が必要とする育児、介護、医療用品や日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ等が調達できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。</p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。</p>	ため。
19	91	<p>第2編 災害予防計画／第5章 災害応急対策・復旧への備え ／第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>3 し尿処理体制の整備（環境部、上下水道事業局、上下水道管理局、危機管理部） (1)(2) (略) (3) 仮設トイレ等の配置計画 ア～ウ (略)</p> <p>エ 避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。 オ 市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、浴槽等への水の溜置きに努めるものとします。 <u>(新設)</u></p> <p>(4) 協力体制の確保</p>	<p>第2編 災害予防計画／第5章 災害応急対策・復旧への備え ／第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>3 し尿処理体制の整備（環境部、上下水道事業局、上下水道管理局、危機管理部） (1)(2) (略) (3) 仮設トイレ等の配置計画 ア～ウ (略) エ 市が保有する「災害用移動式トイレトレーラー」の効果的な運用を図ります。 オ 避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。 カ 市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、浴槽等への水の溜置きに努めるものとします。 (4) 相互応援 「災害用移動式トイレトレーラー」の導入に伴い、トイレトレーラーを保有する他市町村との相互支援ネットワークに加入し、県外等を含め迅速に相互支援ができる体制を確立します。 (5) 協力体制の確保</p>	<p>災害用移動式トイレトレーラーを導入したことで、効果的な運用を図るとともに、トイレトレーラーを保有する市町村との相互支援ネットワークに加入することが可能となったため。</p>
20	97	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)(2) (略) (3) 情報の共有化 市及び防災関係機関は、平素から各種連絡手段を活用して情報共有を図ります。 また、各機関との協議に基づく情報連絡員（リエゾン）等を相互に派遣し、より緊密な情報の連携を図ります。</p> <p>(4) (略) (5) 必要な情報の収集 アイウ (略) 〔情報収集の流れ〕の表中 消防団員</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)(2) (略) (3) 情報の共有化 市及び防災関係機関は、平素から各種連絡手段を活用して情報共有を図ります。 また、各機関との協議に基づく情報連絡員（リエゾン）等を相互に派遣し、より緊密な情報の連携を図ります。 <u>三重県防災情報通信システムを通じて新総合防災情報システム（SOBO-WE B）へ情報提供を行うことにより、国・県・関係機関等との情報共有を行います。</u> (4) (略) (5) 必要な情報の収集 アイウ (略) 〔情報収集の流れ〕の表中 消防団</p>	<p>三重県防災情報通信システムと新総合防災情報システム（SOBO-WE B）の連携が開始されたため。</p> <p>なお、今年度については、避難所情報に関する連携のみとなり、その他については来年度に連携が開始される予定となっている。</p> <p>団員個人から消防団の組織と変更するため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
21	105	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第3節 通信の確保</p> <p>1 通信機能の確認と応急復旧対策（危機管理部、政策財務部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して応急復旧に努めます。</p> <p>2 非常時の通信手段の確保（危機管理部、政策財務部）</p> <p>(1) 有線電話の優先利用</p> <p>西日本電信電話株式会社のあらかじめ登録した「災害時優先電話」を活用し、通信手段を確保します。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第3節 通信の確保</p> <p>1 通信機能の確認と応急復旧対策（危機管理部、政策財務部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) NTT西日本株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して応急復旧に努めます。</p> <p>2 非常時の通信手段の確保（危機管理部、政策財務部）</p> <p>(1) 有線電話の優先利用</p> <p>NTT西日本株式会社のあらかじめ登録した「災害時優先電話」を活用し、通信手段を確保します。</p>	<p>会社名変更のため。</p>
22	107	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第5節 広報活動</p> <p>1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）</p> <p>災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。 <u>防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。</u> <u>災害対策本部各部・各支部は、知り得た情報をすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項については政策財務部広報班を通じて行います。</u> <u>危機管理総務部は、連絡を受けた情報の正確性や優先度の精査・確認を行い、適正な情報提供が図られるように配慮します。</u> なお、発災直後における災害対策本部等にかかる事項や不確定な被害状況等、特段の統制が必要な場合は、原則として、危機管理総務部総括班長が報道を含む他機関からの質疑に対応するものとします。</p> <p>2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）</p> <p>(1) 広報の内容</p> <p><u>広報は、災害発生に備えた事前の準備情報から、災害発生直後の被害状況、気象関連情報、避難所運営等の生活関連情報、復旧、復興に向けた関連情報等、それぞれのタイミングにおいて必要な情報を適切な手段で情報発信します。</u> <u>主な広報の内容とそのタイミングは下表のとおりとします。</u> <u>(別紙1のとおり)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第5節 広報活動</p> <p>1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）</p> <p><u>危機管理総務部と政策財務部が連携し、災害対策本部各部・各支部からの情報について、その把握や正確性の確認、優先度を精査します。</u> <u>原則、防災関係機関への情報提供は、危機管理総務部情報収集班が、市民、報道機関等への情報提供は、政策財務部広報班が対応します。</u> なお、発災直後における災害対策本部会議等にかかる事項や不確定な被害状況等、特段の統制が必要な場合は、原則として、危機管理総務部総括班長が報道を含む他機関からの質疑に対応するものとします。</p> <p>2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）</p> <p>(1) 広報の内容</p> <p><u>平常時は、災害発生に備えた事前の準備情報等を効果的に広報します。</u> <u>災害発生時は、災害対策本部からの公式な情報を、積極的かつ適時適切な手段で広報します。</u> <u>なお、広報にあつては、市民等が正確な情報を入手できるよう、政策財務部広報班及び危機管理総務部情報収集班が連携・調整し、効果的な情報発信を行うものとします。</u> <u>主な広報の内容とそのタイミングは下表のとおりとします。</u> <u>(別紙1のとおり)</u></p>	<p>被害情報等についての悪質な偽・誤情報が、インターネットやSNS等に流通・拡散されることによって、市民の避難行動等の妨げとなるおそれがあることから、行政からの公式な情報を積極的に発信することで、市民がこの公式な情報を入手し、不正確な情報に対して冷静に対処できるようにするため。</p> <p>市民に対して発信する情報種別の中でも、効果的かつ効率的に発信していくために、あらかじめ最優先するものを決めておく必要があるため。また、慣れない避難所生活による肉体・精神的ストレスや環境の変化による持病の悪化やエコノミークラス症候群による災害関連死が発生するリスクが高まることから、注意喚起を行う必要があるため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
23	109	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第5節 広報活動</p> <p>3 広聴活動の実施（市民部）</p> <p>(1) 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、<u>応急、復旧活動</u>に市民の要望等を反映させます。</p> <p>(2) 相談窓口を開設し、市民等からの相談、<u>問い合わせ</u>に対応します。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第5節 広報活動</p> <p>3 広聴活動の実施（市民部）</p> <p>(1) 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、<u>応急、復旧活動</u>に市民の要望等を反映させます。</p> <p>(2) 相談窓口を開設し、市民等からの相談、<u>問合せ</u>に対応します。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 中部管区行政評価局三重行政監視行政相談センターが特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設等）を実施する場合、連絡・調整を図り、協力します。</u></p>	<p>文言の統一のため。</p> <p>管区行政評価局が災害対策基本法の「指定地方行政機関」に指定されたこと、令和6年6月に国の防災基本計画に「特別行政相談活動」の実施が記載されているため。</p>
24	110	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第6節 避難対策活動</p> <p>○ 南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されます。市は、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難指示を速やかに発令し、誘導を行います。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。</p> <p>○ 多くの住宅の被災が想定されるため、<u>避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援します。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第6節 避難対策活動</p> <p>○ 南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されます。市は、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難指示を速やかに発令し、誘導を行います。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。</p> <p>○ 多くの住宅の被災が想定されるため、<u>避難者が一時的に生活できる場所の確保に努めるとともに、良好な生活環境が確保できるよう適切に支援します。</u></p>	<p>内閣府策定の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」に沿った内容とするため。</p>
25	115	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第6節 避難対策活動</p> <p>1 0 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>ア 必要に応じて速やかに避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図ります。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。</p> <p>(ア)(イ) (略)</p> <p>(ウ) 福祉避難所</p> <p>福祉避難所は、大規模な災害が発生した際に、指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより安心して避難生活を送ることができる避難所です。</p> <p>また、福祉避難所は、要配慮者のうち、一部介助が必要な方を対象に公共施設を活用した拠点福祉避難所と、常時介助が必要な方を対象に民間の社会福祉施設を活用した指定福祉避難所に区分します。</p> <p>拠点福祉避難所については、災害対策基本法上の福祉避難所として位置づけ、垂水地内の公共施設である、たるみ子育て交流館、たるみ作業所、たるみ老人福祉センターの福祉施設3箇所で、津市社会福祉事業団、津市</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第6節 避難対策活動</p> <p>1 0 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>ア 必要に応じて速やかに避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図ります。また、<u>避難所担当職員による避難所の開設が困難な場合に、当該避難所に緊急避難した避難者が自主的に避難所を開設し、必要となる物品を確保できるよう「緊急時避難所初期対応マニュアル」等を納めた「避難所開設キット」を各避難所の入口に備え付けるなど、迅速かつ円滑に避難所を開設できる体制の整備を進めます。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。</p> <p>(ア)(イ) (略)</p> <p>(ウ) 福祉避難所</p> <p>福祉避難所は、大規模な災害が発生した際に、指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより安心して避難生活を送ることができる避難所です。</p> <p>また、福祉避難所は、要配慮者のうち、一部介助が必要な方を対象に公共施設を活用した拠点福祉避難所と、常時介助が必要な方を対象に民間の社会福祉施設を活用した指定福祉避難所に区分します。</p> <p>拠点福祉避難所については、災害対策基本法上の福祉避難所として位置づけ、垂水地内の公共施設である、たるみ子育て交流館、たるみ作業所、たるみ老人福祉センターの福祉施設3箇所で、津市社会福祉事業団、津市</p>	<p>避難所担当職員が到達できない場合、誰でも開設できるように「避難所開設キット」を避難所のわかりやすい場所に設置してあることを明記するため。</p> <p>指定福祉避難所として協定を締結している各社会福祉施設においては、令和3年度から国が構築・運用している、災害発生時における当該施設等の被災状況等を把握するシステム（災害時情報共有システム）を活用できる環境を整えており、令和6年度から、国が当該システムを含む保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別のシステムと新総合防災情報システ</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>社会福祉協議会と連携し運用を開始します。 なお、今後も総合支所を単位として各地域に一箇所程度の整備を進めていきます。指定福祉避難所については、施設管理者との連携の下、受け入れ時の避難者の移送や受け入れ方法に係る協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努めます。</p>	<p>社会福祉協議会と連携し運用を開始します。 なお、今後も総合支所を単位として各地域に一箇所程度の整備を進めていきます。指定福祉避難所については、施設管理者との連携の下、受け入れ時の避難者の移送や受け入れ方法に係る協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努めるとともに、災害発生時においては、<u>国が構築している災害時情報共有システムや災害時保健福祉医療活動支援システム（D24H）を活用し、施設の被災状況や支援ニーズ等の迅速な情報収集に努め、適切な支援につなげていきます。</u></p>	<p>ムとの情報を連携させる災害時保健福祉医療活動支援システム（D24H）の構築・運用を開始していることに加え、防災基本計画において、防災DX化により、災害業務の迅速化・効率化が求められているため。</p>
26	116	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第6節 避難対策活動 1 1 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア～ウ （略） エ 避難の運営は、次の事項に留意して行います。 (ア) (イ) （略） (ウ) 避難所における<u>生活環境、避難者のプライバシーの確保</u> (エ)～(カ) （略） (キ) 避難所の施設環境に応じてペットの同行避難に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した避難所でのルールやマナーの周知 (ク) 感染者等用の専用のスペースやトイレの確保、（やむを得ず同室とする場合は、）パーテーション、テントの設置などの感染症対策の実施 (ケ) （略） オ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第6節 避難対策活動 1 1 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、<u>健康福祉部</u>、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア～ウ （略） エ 避難の運営は、<u>取組指針を踏まえ</u>、次の事項に留意して行います。 (ア) (イ) （略） (ウ) 避難所における<u>良好な生活環境を確保するための、空調設備の活用、生活物資の提供及び衛生的なトイレ環境、居住スペース、プライバシーの確保並びに入浴及び洗濯の機会、子どもの遊び場などのスペース等の確保</u> (エ)～(カ) （略） (キ) 感染者等用の専用のスペースやトイレの確保、（やむを得ず同室とする場合は、）パーテーション、テントの設置などの感染症対策の実施 (ク) 避難所の施設環境に応じてペットの同行避難に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した避難所でのルールやマナーの周知 (ケ) （略） オ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。 カ <u>避難所のニーズ等に応じて、内閣府が運用する災害対応車両登録制度及び本市独自の他自治体との相互支援体制を活用して、トイレトレーラーやキッチンカーなどの災害対応車両の要請及び受け入れ等の調整を行い、避難生活環境の改善に努めます。</u></p>	<p>(1)避難所運営や(2)避難所における感染症対策について、当該業務に関わる健康福祉部の追加が必要なため。</p> <p>内閣府策定の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」に沿った内容とするため。</p> <p>内閣府が運用を開始した災害対応車両登録制度及び本市が独自に取組んでいる他自治体との相互支援体制を活用した避難生活環境の改善に向けた取組みを明記するため。</p>
27	119	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第7節 消防救急救助活動 2 救助活動の実施（消防本部、危機管理部） 市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。 (1)～(4) （略） (5) 関係機関等への応援要請 南海トラフ地震等の大規模な地震災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼します。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第7節 消防救急救助活動 2 救助活動の実施（消防本部、危機管理部） 市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。 (1)～(4) （略） (5) 関係機関等への応援要請 南海トラフ地震等の大規模な地震災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく<u>三重県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼</u>します。</p>	<p>文書の体裁を整えるため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
28	119	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第7節 消防救急救助活動 3 消防団活動（消防本部） 消防団は、消防本部、警察、自衛隊等が到着するまでの間は可能な限りの消火・救急・救助活動に努め、到着後は後方支援活動に当たります。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第7節 消防救急救助活動 3 消防団活動（消防本部） (1) 消防活動 ア 地震により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防団員を招集し、消防団本部及び各方面団本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防団員を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。 イ 消防団は、消防本部、警察、自衛隊等が到着するまでの間は可能な限りの消火・救急・救助活動に努め、到着後は後方支援活動に当たります。 ウ 消防団は、被災現場へ投入される県内外からの消防応援部隊を必要に応じて被災現場への誘導を行います。 エ 災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、消防本部と連携して通信体制を確保するとともに、非常時の電源等を確保しておきます。 (2) 資機材の調達等 消防救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。</p>	<p>1 消防救急活動の実施との記載の整合を図り、消防団の活動を記載するため。</p>
29	123	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第10節 輸送及び交通応急対策 1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部） (1)～(3) (略) (4) 災害輸送の体系 市外や県外から陸海空路により送られてくる緊急物資について、津市防災物流施設や物資集積場所（安濃中央総合公園、道の駅津かわげ）に集積し、避難所や被災現場等へ緊急輸送道路を活用して配送します。</p>  <p>[災害輸送体系図] 市外・県外からの物資 → 物資集積場所（安濃中央総合公園）（道の駅津かわげ） → 避難所 被災現場等 津松阪港（伊倉津地区、各漁港） → 津市防災物流施設（雲出伊倉津地区） → 避難所 被災現場等 伊勢湾ヘリポート → 津市防災物流施設（雲出伊倉津地区） → 避難所 被災現場等 市本庁舎 各総合支所等 → 避難所 被災現場等 臨時ヘリポート → 避難所 被災現場等 （陸路：実線、海路：点線、空路：破線）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第10節 輸送及び交通応急対策 1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部） (1)～(3) (略) (4) 災害輸送の体系 市外、<u>県外又は国</u>から陸海空路により送られてくる緊急物資について、津市防災物流施設や物資集積場所（安濃中央総合公園、道の駅津かわげ）に集積し、避難所や被災現場等へ緊急輸送道路を活用して配送します。</p>  <p>[災害輸送体系図] 市外・県外・<u>国</u>からの物資 → 物資集積場所（安濃中央総合公園）（道の駅津かわげ） → 避難所 被災現場等 津松阪港（伊倉津地区、各漁港） → 津市防災物流施設（雲出伊倉津地区） → 避難所 被災現場等 伊勢湾ヘリポート → 津市防災物流施設（雲出伊倉津地区） → 避難所 被災現場等 市本庁舎 各総合支所等 → 避難所 被災現場等 臨時ヘリポート → 避難所 被災現場等 （陸路：実線、海路：点線、空路：破線）</p>	<p>国からのプッシュ型の支援物資も送られてくることが想定されるため。</p> <p>津市防災物流施設に輸送された物資については、直接避難所等へ輸送し、物資集積場所への輸送は想定されないことから、当該矢印の削除を行うため。</p>
30	130	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第12節 飲料水の確保、調達 1 水道施設の被害状況把握と応急復旧の実施（上下水道事業局） 水道施設の被害状況の早期把握を実施します。水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水池、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。 (1) (略) (2) 応急復旧計画の策定</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第12節 飲料水の確保、調達 1 水道施設の被害状況把握と応急復旧の実施（上下水道事業局） 水道施設の被害状況の早期把握を実施します。水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水池、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。 (1) (略) (2) 応急復旧計画の策定</p>	<p>水道法の改正で水道法第39条の3「日本下水道事業団の特例」で各水道事業者と日本下水道事業団が、あらかじめ協定を締結することで、日本下水道事</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>応急復旧活動を円滑にすすめるため、優先的に復旧する施設等の決定や、工程計画を策定します。 アイ (略) ウ 災害時応援協定を締結している<u>対象業者</u>との連絡調整</p>	<p>応急復旧活動を円滑にすすめるため、優先的に復旧する施設等の決定や、工程計画を策定します。 アイ (略) ウ 災害時応援協定等を締結している<u>公共的団体や民間企業</u>との連絡調整</p>	<p>業団が、被災した水道施設の復旧に係る支援を行うことができる規定が設けられたため。</p>
31	131	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第1.2節 飲料水の確保、調達 2 給水体制の確立（上下水道事業局、上下水道管理局） (1)～(4) (略) (5) 給水場所 大規模断水時の給水場所は、避難所とします。 ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。 また、<u>拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必要となる施設</u>に対して、水道水の運搬を行います。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第1.2節 飲料水の確保、調達 2 給水体制の確立（上下水道事業局、上下水道管理局） (1)～(4) (略) (5) 給水場所 大規模断水時の給水場所は、避難所とします。 ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。 また、<u>災害時の医療施設については、大量の水が必要となる透析医療施設を含め、「災害時医療施設応急給水マニュアル」に沿って、優先的に水道水の運搬</u>を行います。</p>	<p>三重県地域防災計画に「市町が実施する対策」として、透析施設への優先的な給水を行なうとの記載があることから、計画の整合を図るため。</p>
32	132	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第1.2節 飲料水の確保、調達 6 広報の実施（上下水道管理局） 被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、広報車、同報系防災行政無線、ホームページなどを活用して広報することにより、市民の不安解消に努めます。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第1.2節 飲料水の確保、調達 6 広報の実施（上下水道管理局） 被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、広報車、同報系防災行政無線、ホームページ、<u>L I N E</u>などを活用して広報することにより、市民の不安解消に努めます。</p>	<p>令和7年3月25日より市公式L I N Eが開設され、情報発信を行うことが可能となったため。</p>
33	133	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第1.3節 食料の確保、調達 1 応急食料の調達体制の確立（市民部、商工観光部、各総合支所） (1)(2) (略) (3) 応急食料の調達 ア (略) イ <u>必要に応じ、その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも必要な食料を調達します。</u> ウエ (略) オ 食料の調達は、<u>食物アレルギーに配慮が必要な方を把握した上で</u>行います。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第1.3節 食料の確保、調達 1 応急食料の調達体制の確立（市民部、商工観光部、各総合支所） (1)(2) (略) (3) 応急食料の調達 ア (略) イ <u>必要に応じ、津商工会議所等の会員（その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者）からも必要な食料を調達します。</u> ウエ (略) オ 食料の調達は、<u>メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者及び食物アレルギーのある方に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保について配慮</u>します。</p>	<p>令和6年度に見直しを実施した津市災害時受援計画にて、「津商工会議所、津北商工会及び津市商工会等の関係団体と連携を取り、被害状況等を収集し、必要な応援体制の準備や実施のための調整を行う」と定めており、津商工会議所等との連携を明確にするため。</p> <p>内閣府策定の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」に沿った内容とするため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
34	135	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第14節 生活必需品の確保、調達</p> <p>1 生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部）</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>支給品目</u> 被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、衛生用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行います。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 生活必需品の調達状況の把握 市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第14節 生活必需品の確保、調達</p> <p>1 生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部）</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) <u>生活必需品の調達</u> ア 市は、事前に生活必需品の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、生活必需品の調達を行います。 イ 津商工会議所等の会員業者（その他の生活必需品を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者）等からも必要な生活必需品を調達します。 ウ 市において、生活必需品の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。 エ 調達した生活必需品は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）で受入れ仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて直接各避難所等へ配送します。</p> <p>(4) <u>生活必需品の供給</u> 被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、衛生用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって供給します。</p> <p>(5) 生活必需品の調達状況の把握 市は、協定を締結している業者のほか、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。</p>	<p>「応急食料の調達体制の確立」に合わせた内容の記載とするため。</p>
35	135	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第14節 生活必需品の確保、調達</p> <p>2 物資の受入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所） 大規模災害発生時には、市外・県外から大量の緊急物資等が送られてくることが想定されます。 国からのプッシュ型の物資支援や被災者のニーズに対応し、各地から送られてくる救援物資等が被災者の元に迅速に供給されるよう、物資の供給システムについて定め、シミュレーションしておきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物資の受入、集積及び配分 市外・県外から届けられた救援物資等は、原則、安濃中央総合公園及び津市防災物流施設に集積し、各被災現場のニーズに合わせた荷捌き・配分を行い、各配分段階において受払の記録及び受領書等を整備して物資を管理します。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第14節 生活必需品の確保、調達</p> <p>2 物資の受入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所） 大規模災害発生時には、市外・県外・<u>国</u>から大量の緊急物資等が送られてくることが想定されます。 これらの支援物資や被災者のニーズに対応し、各地から送られてくる救援物資等が被災者の元に迅速に供給されるよう、物資の供給システムについて定め、シミュレーションしておきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物資の受入、集積及び配分 市外・県外・<u>国</u>から届けられた救援物資等は、原則、安濃中央総合公園及び津市防災物流施設に集積し、各被災現場のニーズに合わせた荷捌き・配分を行い、各配分段階において受払の記録及び受領書等を整備して物資を管理します。</p>	<p>国からのプッシュ型の支援物資も送られてくることが想定されるため。</p>
36	141	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第16節 消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動</p> <p>1 防疫活動の実施（健康福祉部、各総合支所）</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) <u>検病調査及び健康診断</u> ア～エ (略)</p> <p>(5) 防疫の種類 ア～ウ (略)</p> <p>(6) 薬剤の備蓄整備 アイ (略)</p> <p>(7) 防疫薬剤の基準量 アイ (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第16節 消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動</p> <p>1 防疫活動の実施（健康福祉部、各総合支所）</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 防疫の種類 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>疫病調査及び健康診断への協力</u></p> <p>(5) 薬剤の備蓄整備 アイ (略)</p> <p>(6) 防疫薬剤の基準量 アイ (略)</p>	<p>「検病調査及び健康診断」の項目については、三重県地域防災計画において『県が実施する対策』として記載されているため、本項から削除を行うが、三重県と協力して実施することが想定されることから、必要な内容を整理して記載を行うため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>(8) 消毒活動</p> <p>ア 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行います。</p> <p>(7) 動力噴霧器架載自動車による消毒</p> <p>(4) 手押噴霧器による消毒</p> <p>イ 避難所の防疫指導</p> <p>ウ 臨時予防接種の実施</p> <p>エ 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努めます。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(7) 消毒活動</p> <p>浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行います。</p> <p>ア 動力噴霧器架載自動車による消毒</p> <p>イ 手押噴霧器による消毒</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 防疫指導</p> <p>避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努めます。</p> <p>感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努めます。</p> <p>(9) 臨時予防接種の実施</p> <p>三重県知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や地区医師会の協力のもと臨時予防接種を実施します。</p> <p>(10) 疫病調査及び健康診断への協力</p> <p>疫病調査の結果、必要があるときは、三重県と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断を実施します。</p>	
37	145	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動</p> <p>／第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援要請等</p> <p>大規模な災害により市だけで対応できない場合は、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内消防相互応援隊の出動要請又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第3編第2章第1節による自衛隊派遣要請を行います。</p> <p>また、他の市町災害対策本部、若しくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動</p> <p>／第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援要請等</p> <p>大規模な災害により市だけで対応できない場合は、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく三重県内消防相互応援隊の出動要請又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第3編第2章第1節による自衛隊派遣要請を行います。</p> <p>また、他の市町災害対策本部、若しくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>	<p>文書の体裁を整えるため。</p>
38	151	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動</p> <p>／第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>3 電力施設の応急対策</p> <p>中部電力パワーグリッド株式会社は災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常体制の発令及び解除</p> <p>ア 防災体制の発令及び解除は、営業所長がこれを行います。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動</p> <p>／第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>3 電力施設の応急対策</p> <p>中部電力パワーグリッド株式会社は災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常体制の発令及び解除</p> <p>ア 防災体制の発令及び解除は、副支社長がこれを行います。</p>	<p>電力施設の応急対策における非常体制の発令及び解除発令者の修正のため。</p>
39	154	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動</p> <p>／第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>5 通信施設の応急対策</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社三重支店</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動</p> <p>／第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>5 通信施設の応急対策</p> <p>(1) NTT西日本株式会社三重支店</p>	<p>会社名変更のため。</p>

No.	頁	旧	新	提案理由
		西日本電信電話株式会社三重支店は、地震発生時には速やかに応急措置、応急復旧工事に着手します。	N T T 西日本株式会社三重支店は、地震発生時には速やかに応急措置、応急復旧工事に着手します。	
40	162	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.2節 応急教育対策 2 児童生徒等の保護（教育委員会事務局） (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.2節 応急教育対策 2 児童生徒等の保護（教育委員会事務局） (1)～(3) (略) <u>(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市内全ての公立小学校・中学校・義務教育学校を1週間の臨時休校とします。幼稚園においては休園とし、園再開の連絡があるまでは登園を見合わせます。</u>	市内全ての公立小学校・中学校・義務教育学校は令和7年6月に、幼稚園においては令和6年9月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応を変更したため。
41	166	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.4節 災害時における要配慮者への支援 1 災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所） (1)(2) (略) <u>(新設)</u>	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.4節 災害時における要配慮者への支援 1 災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所） (1)(2) (略) <u>(3) 福祉サービスの提供</u> <u>福祉関係職員に加え、福祉関係者等の協力も得て、多様な主体が連携して、避難所や避難所外避難者の滞在場所を巡回するなどし、避難者に必要な福祉サービスや支援情報の提供に努めます。</u>	災害対策基本法が改正され「福祉サービスの提供」に係る努力義務が規定されたため。
42	169	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.5節 災害ボランティアの受入れ 4 ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部） 災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部並びにみえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.5節 災害ボランティアの受入れ 4 ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部） 災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部及びみえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。 <u>また、必要に応じて、国に登録された被災者援護協力団体に対し、市災害対策本部を通じて救助業務等への協力依頼を行います。</u>	文書の体裁を整えるため。 災害対策基本法の改正により、国による災害NPO・ボランティア団体等の登録制度が創設され、被災者援護協力団体に対し、必要に応じて市を通じた協力依頼を行うことが可能となったため。
43	172	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.7節 災害救助法の適用 2 災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所） (1) 救助の種類と実施権限の委任 ア 災害救助法による救助の種類 (7)～(エ) (略) (オ) 被災者の救出 <u>(カ) 被災した住宅の応急修理</u> <u>(キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u> <u>(ク) 学用品の給与</u> <u>(ケ) 埋葬</u>	第3編 災害応急対策計画／第1章 災害時応急活動 ／第2.7節 災害救助法の適用 2 災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所） (1) 救助の種類と実施権限の委任 ア 災害救助法による救助の種類 (7)～(エ) (略) (オ) 被災者の救出 <u>(カ) 福祉サービスの提供</u> <u>(キ) 被災した住宅の応急修理</u> <u>(ク) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u> <u>(ケ) 学用品の給与</u> <u>(コ) 埋葬</u>	災害救助法が改正され「福祉サービス」が災害救助法における救助事務として位置づけられたため。

No.	頁	旧	新	提案理由
		<p>(コ) 死体の搜索及び処理 (ク) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>(カ) 死体の搜索及び処理 (キ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	
44	173	<p>第3編 災害応急対策計画／第2章 自衛隊の災害派遣 ／第1節 災害派遣の要請 1 災害派遣の要請（危機管理部） (1) 災害派遣要請の基準 ア (略) イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないとき。 (2) 災害派遣の要請手続 ア 市長の派遣要請の要求 市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、津地域防災総合事務所長を経由して知事（防災対策部災害即応・連携課）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、電話又は防災行政無線等で通報し、事後に文書を送付します。 また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めます。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。 なお、知事に派遣要請を求められない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知します。</p> <p>(7)～(エ) (略) ※ 緊急時派遣要請要求先電話番号 防災対策部災害即応・連携課 TEL 224-2186</p>	<p>第3編 災害応急対策計画／第2章 自衛隊の災害派遣 ／第1節 災害派遣の要請 1 災害派遣の要請（危機管理部） (1) 災害派遣の要請基準 ア (略) イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないと認められるとき。 (2) 災害派遣の要請手続 ア 市長の派遣要請の要求 市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、津地域防災総合事務所長を経由して知事（三重県防災対策部災害即応・連携課）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、電話又は防災行政無線等で通報し、事後に文書を送付します。 また、市長は人命救助等、緊急を要する場合で事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めます。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。 なお、知事に派遣要請を求められない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知します。</p> <p>(7)～(エ) (略) ※ 緊急時派遣要請要求先電話番号 三重県防災対策部災害即応・連携課 TEL 224-2186</p>	<p>文書の体裁を整えるため。</p>